

## 「東日本大震災」地球元気村義援金 ご協力をお願い

3月11日の「東日本大震災」により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、地球元気村といたしまして何が出来るかを様々検討いたしておりますが、今現在はまず義援金を募り、被災者の皆さまへの支援・被災地の復興に役立てていただきたいと思っております。

つきましては、下記口座までご協力をよろしくお願いいたします。

ご協力いただける場合は、「通信欄」に『義援金』と必ず明記ください。

\* 銀行振込の場合は記載欄がないので、可能な場合はお手数ですが下記までメールまたはお電話・FAXをいただくと確実に「義援金」であることがわかるので助かります。

また、ご協力いただきました皆様のお名前を当HPおよび「地球元気村通信」誌上にて適宜掲載させていただきますので、掲載を希望されない方はその旨もお知らせください。皆さまからお預かりした義援金の使途については、当HPおよび「地球元気村通信」誌上にてお知らせいたします。

### 記

#### 1、郵便振替の場合

郵便振替口座：00120-1-719105 口座名義：地球元気村本部事務局

#### 2、銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行：〇一九店(ゼロイチキユウ店) 当座預金 0719105  
名義：チキユウゲンキムラホンブジムキョク

#### 《2011.4.19 追記》

今後、地球元気村が被災地にて行う支援活動(準備および現地での活動)には、かなりの金額の現金も必要となります。元々潤沢な予算がある団体ではありません(むしろ、逼迫した経済状況にあるというのが実情です)ので、勝手ながら、今回皆さまからお預かりした「義援金」の一部を『東日本大震災の被災地支援活動』に限って使用させていただく地球元気村の「活動支援金」として扱わせていただきたくお願いを申し上げます。

\* 募金・義援金・活動支援金は、税務上は一括して「寄付金」として扱われます。また、下記の点も募集の折に説明不足でありましたことをお詫び申し上げますとともに、ご理解をいただきたくお願いいたします。

### 記

○寄付金の税務上の扱いについて（個人の場合）

国、地方公共団体、財務大臣が指定した団体等、特定公益増進法人等への寄付金は、寄付金控除の対象になりますが、これ以外の団体への寄付金は「寄付金控除」の対象になりません。従って、NPO 法人地球元気村への寄付金は「寄付金控除」の対象とはなりませんので、ご了承ください。

\* 法人の場合は、NPO 法人への寄付金は「一般寄付金」として損金に計上できますが、計上出来る枠は小さくなります。

○義援金について

「寄付金控除」の対象として希望される方は、お手数ですがお申し出ください。当方にて、お預かりした金額を然るべき団体（または地方公共団体）に寄付し、後日お知らせいたします。

この場合は、

- 1、法人が支払った義援金は全額損金（経費）扱いができます。
- 2、個人が支払った義援金は、寄付金控除の対象となります。

皆さまのご協力をお願いいたします。

NPO 法人地球元気村本部事務局